

社会福祉法人小竹福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小竹福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、勤務形態に応じた区分により、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 別表第1に定める報酬
- (2) 非常勤の役員等 別表第2に定める報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の金額の算定方法)

第3条 報酬等の算定の基礎となる額については、当法人の役付以上の職員の本俸の平均額と、民間給与実態統計調査結果報告（国税庁長官官房企画課）による役員報酬の平均額を考慮し、算定するものとする。

	年 額	月 額	日 額	1時間当たりの金額
役付以上の職員の 本俸の平均額 (A) ※1	2,835,204 円	236,267 円	10,904 円	1,363 円
中小企業規模の役員報酬の平均額 (B) ※2	6,661,000 円	555,083 円	25,619 円	3,202 円

※1 令和7年12月1日現在

※2 令和6年9月報告

2 役員等の報酬等については、第1項において算定する(A)の額以上、(B)の額未満とし、別表に定める。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員等が役員会（理事会、評議員会等）に出席した場合は費用弁償する。

(支給の方法)

第5条 常勤理事の報酬等は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員の報酬及び前条に定める費用弁償については、理事会又は評議員会の出席な

ど法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。なお、理事長の報酬の支給方法については前項を運用する場合がある。

(支給の形態)

第6条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は令和8年3月1日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 550,000 円以内
業務執行理事	月額 500,000 円以内
理事	月額 450,000 円以内

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

区分	報酬の額
評議員会への出席（書面等での決議を含む）	日額 12,000 円
上記以外の会議・研修、法人業務のための出勤	日額 12,000 円

（2）理事長

区分	報酬の額
理事会への出席（書面等での決議を含む）	日額 20,000 円
上記以外の会議・研修、法人業務のための出勤	日額 25,000 円

（3）業務執行理事

区分	報酬の額
理事会への出席（書面等での決議を含む）	日額 20,000 円
上記以外の会議・研修、法人業務のための出勤	日額 20,000 円

（4）理事

区分	報酬の額
理事会への出席（書面等での決議を含む）	日額 12,000 円
上記以外の会議・研修、法人業務のための出勤	日額 12,000 円

（5）監事

区分	報酬の額
理事会への出席（書面等での決議を含む）	日額 12,000 円
監事監査のための出勤	日額 20,000 円
上記以外の会議・研修、法人業務のための出勤	日額 12,000 円